

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	こども医療費給付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

早島町は、こども医療費給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岡山県早島町長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども医療費給付に関する事務
②事務の概要	・早島町こども医療費給付に関する条例に基づき、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までのこどもに係る医療費の一部を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①受給資格証交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 ②受給資格の変更の認定に関する事務 ・番号法第19条第9号に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、早島町は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	こども医療費給付システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
こども医療費給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 早島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 12項 番号法19条6号(特定個人情報の提供の制限)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第9号 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会こども未来課
②所属長の役職名	教育委員会こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	早島町企画総務部総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1 TEL086-482-0611

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	早島町企画総務部総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1 TEL086-482-0611
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・ 更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月15日	I-5 ①部署	健康福祉課	こども未来課	事後	令和7年4月からの担当部署の変更
令和6年8月15日	I-5 ②所属長の役職名	健康福祉課長	こども未来課長	事後	令和7年4月からの担当部署の変更
令和8年1月26日	IV-8.人手を介在させる作業		十分である 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。	事後	様式変更による
令和8年1月26日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 十分である 宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。	事後	様式変更による
令和8年3月25日	I-1 ②事務の概要	・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	・番号法第19条第9号に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	事後	最新情報に更新したことによる
令和8年3月25日	I-5 評価実施期間における担当部署	①こども未来課 ②こども未来課長	①教育委員会こども未来課 ②教育委員会こども未来課長	事後	令和7年4月からの機構改革による変更
令和8年3月25日	I-7 請求先	早島町総務課	早島町企画総務部総務課	事後	令和7年4月からの機構改革による変更
令和8年3月25日	I-8 連絡先	早島町総務課	早島町企画総務部総務課	事後	令和7年4月からの機構改革による変更
令和8年9月4日	I-1 ②事務の概要	・早島町こども医療費給付に関する条例に基づき、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までのこどもに係る医療費の一部を支給する。 ・早島町こども医療費給付に関する条例に基づき、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までのこどもに係る医療費の一部を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①支給資格証交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 ②支給資格の変更の認定に関する事務 ・番号法第19条第9号に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	・早島町こども医療費給付に関する条例に基づき、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までのこどもに係る医療費の一部を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①支給資格証交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 ②支給資格の変更の認定に関する事務 ・番号法第19条第9号に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、早島町は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の支給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	事務処理の変更
令和8年9月4日	I-1 ③システムの名称	こども医療費給付システム、統合宛名システム、中間サーバー	こども医療費給付システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)	事前	事務処理の変更
令和8年9月4日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第2項 早島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第112項	番号法第9条第2項 早島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第112項 番号法19条6号(特定個人情報の提供の制限)	事前	事務処理の変更
令和8年9月4日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月31日時点	令和8年9月4日	事前	事務処理の変更
令和8年9月4日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月31日時点	令和8年9月4日	事前	事務処理の変更